

小金井都市計画第一種市街地再開発事業の決定（小金井市決定）

都市計画武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.6 h a				
公共施設の 配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 6.7m、延長約 80m		拡 幅
建築物の 整備	街区番号	建築面積	延べ面積[容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	A（南側）	約 1,800 m ²	約 48,200 m ² [約 30,100 m ²]	住宅、店舗、駐車場等	130m	建築物の高さの限度は建築 基準法による算定とする。
	B（北側）	約 860 m ²	約 3,400 m ² [約 2,600 m ²]	店舗、自転車駐車場等	21m	
建築敷地の 整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画			
	A（南側）	約 3,430 m ²	敷地内に広場（約 860 m ² ）、歩道状空地等を確保し、市街地環境の向上を図る。 敷地境界線及び道路境界線から高度利用地区の制限に従い壁面を後退し、歩行者空間を確保する。			
	B（北側）	約 1,770 m ²				
住宅建設の目標		戸数	面積	容積対象床面積	備 考	
		415 戸	約 42,000 m ²	約 28,500 m ²	—	
参考		地区計画区域（武蔵小金井駅北口地区）内にあり。高度利用地区（武蔵小金井駅北口駅前東地区）内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、小金井市の中心拠点にふさわしい、住宅と商業施設が調和した良好な市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

小金井都市計画図

小金井市全城市街化区域



凡 例

- 都市計画道路
- 都市高速鉄道
- 都市計画公園・墓園
- 都市計画のみ焼却場・処理場
- 都市計画河川
- 一団地の住宅施設
- 特別緑地保全地区
- 地区計画区域
- 高度利用地区
- 市街地再開発事業区域
- 土地区画整理事業区域

種別	建築面積	高さ	高さ制限
第一種低層住宅専用地域	100㎡以下	15m以下	15m以下
第二種低層住宅専用地域	100㎡以下	15m以上2m以上	15m以下

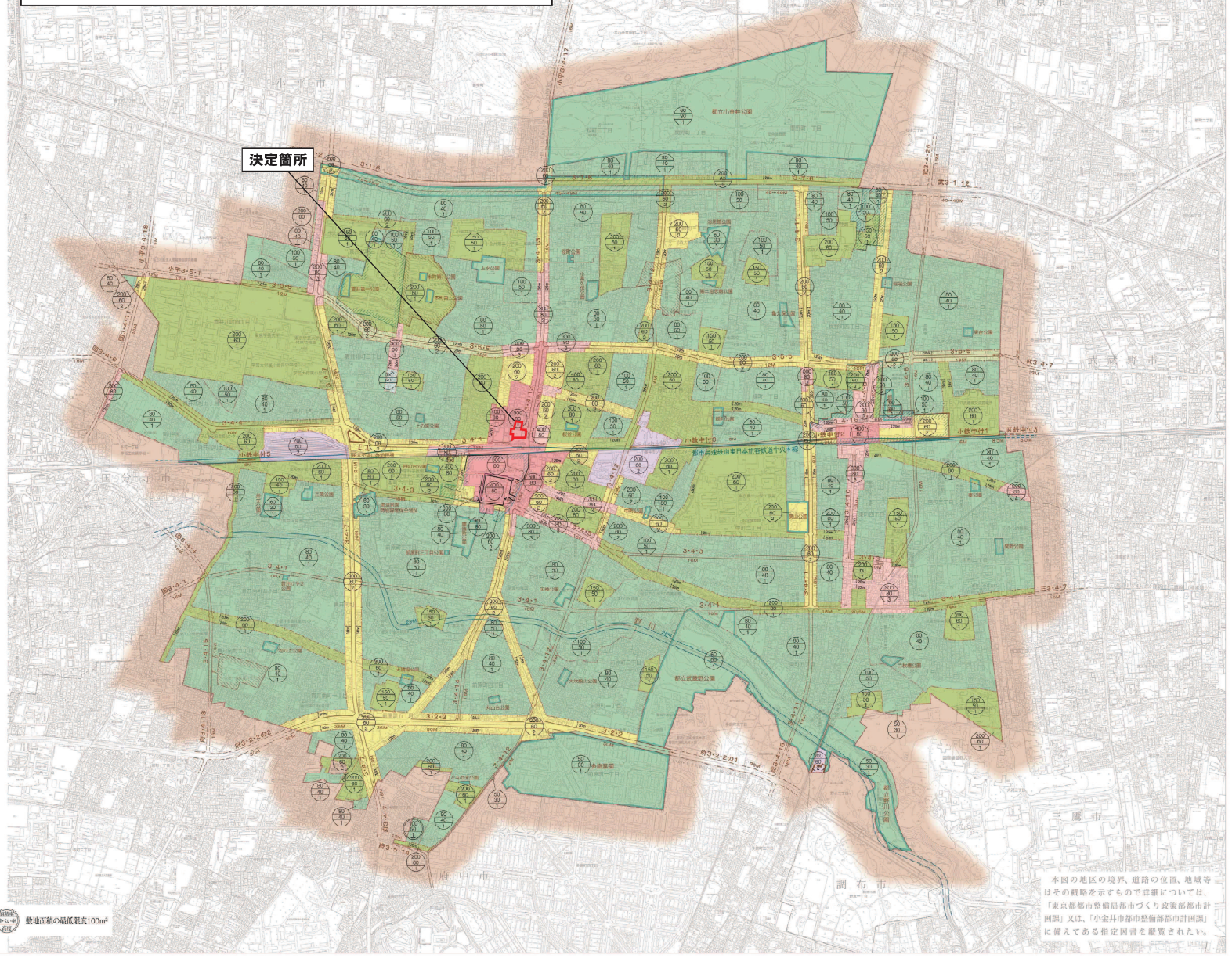
※(1)ただし、道路境界線の範囲内は、敷地の形状によるもの
 ※(2)ただし、道路境界線の範囲内は、敷地の形状によるもの

●地域地区および日影規制

表示	用途地域	建築物の高さ制限	日影規制	敷地面積の最低限度	備考
第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	10m	(-) 3時間以上	100㎡	高さ約1.5mとされる建築物は、日影規制の対象外である。
第二種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	10m	(-) 4時間以上	100㎡	高さ約1.5mとされる建築物は、日影規制の対象外である。
第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	10m	(-) 3時間以上	100㎡	高さ約4mとされる建築物は、日影規制の対象外である。
第二種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	10m	(-) 4時間以上	100㎡	高さ約4mとされる建築物は、日影規制の対象外である。
準工業地域	準工業地域	10m	(-) 4時間以上	100㎡	高さ約4mとされる建築物は、日影規制の対象外である。
近隣商業地域	近隣商業地域	10m	(-) 5時間以上	100㎡	高さ約4mとされる建築物は、日影規制の対象外である。
商業地域	商業地域	10m	(-) 5時間以上	100㎡	高さ約4mとされる建築物は、日影規制の対象外である。

小金井都市計画第一種市街地再開発事業 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業 総括図

[小金井市決定]



決定箇所

本図の地区の境界、道路の位置、地域等はその概略を示すもので詳細については、「東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課」又は、「小金井市都市整備部都市計画課」に備えてある指定図書を閲覧されたい。

この図は、東京都知事から(昭和三十九年)第19号の都市計画決定を受けて、東京都知事から(昭和三十九年)第53号の都市計画決定を受けて作成されたものである。

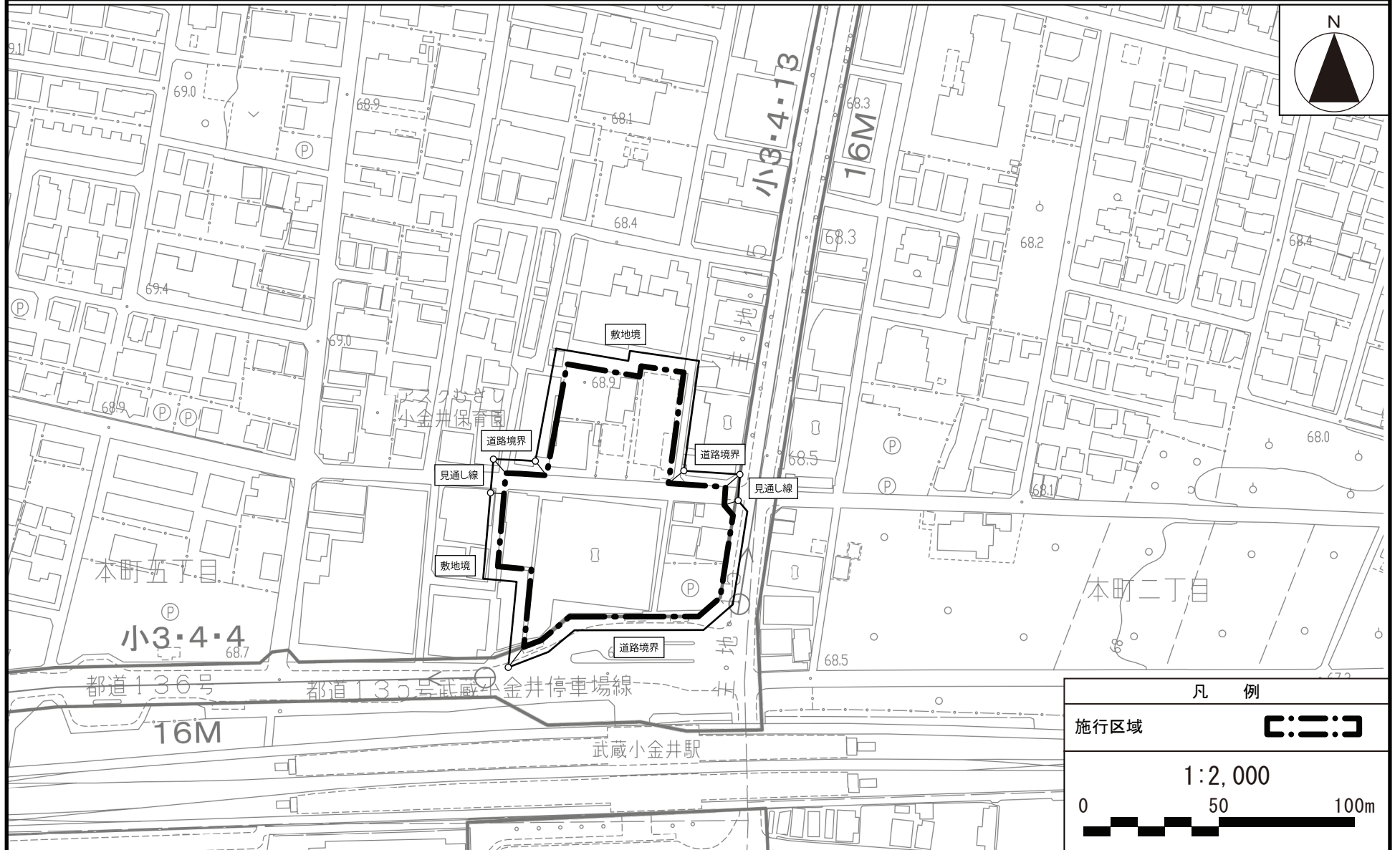
この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都知事から(昭和三十九年)第19号の都市計画決定を受けて、東京都知事から(昭和三十九年)第53号の都市計画決定を受けて作成されたものである。(承認番号)6都市基安審第19号、(承認番号)6都市基安審第53号、令和6年6月18日
 ただし、都市計画課の計画は、東京都知事の承認を受けて、東京都知事から(昭和三十九年)第19号の都市計画決定を受けて、東京都知事から(昭和三十九年)第53号の都市計画決定を受けて作成されたものである。(承認番号)6都市基安審第19号、(承認番号)6都市基安審第53号、令和6年6月18日

1 : 15,000

小金井都市計画第一種市街地再開発事業
武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 (施行区域図)

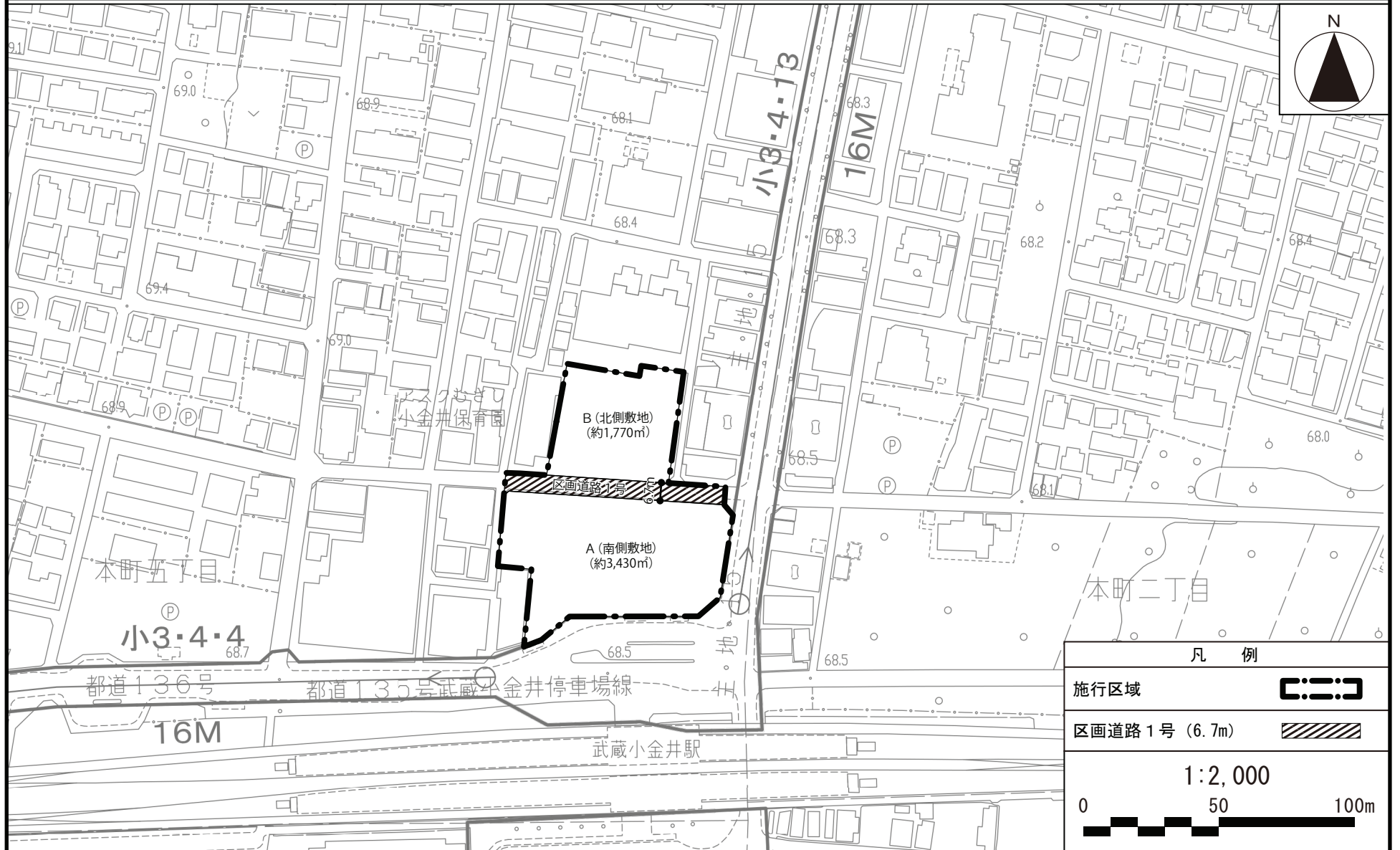
[小金井市決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日

小金井都市計画第一種市街地再開発事業
 武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業

計画図 2 (公共施設の配置及び街区の配置図) [小金井市決定]

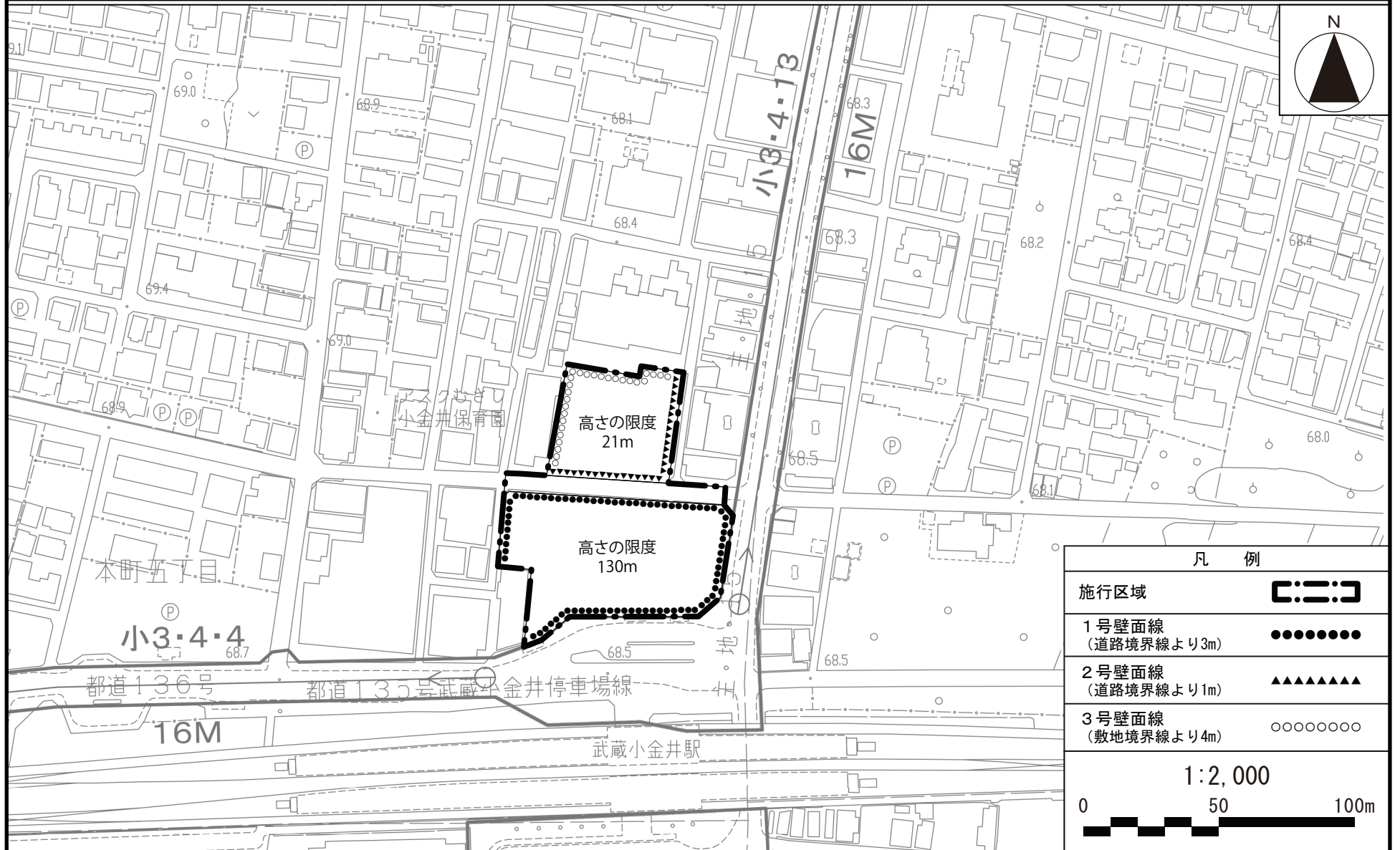


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日

小金井都市計画第一種市街地再開発事業
武蔵小金井駅北口駅前東地区第一種市街地再開発事業

計画図3(建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限)

[小金井市決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第19号、(承認番号)6都市基交測第53号、令和6年6月18日
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1道路網図を使用したものである。(承認番号)6都市基街都第30号、令和6年5月1日